

江田島市週休 2 日適用工事等実施要領

令和 6 年 9 月 2 5 日

一部改正 令和 7 年 7 月 8 日

一部改正 令和 8 年 8 月 1 日

1 趣旨

この要領は、江田島市が発注する建設工事において、持続可能な建設産業に向けた労働環境の改善を目的とする「週休 2 日工事」等の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

(1) 「週休 2 日」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 週単位の週休 2 日

対象期間の全ての週において、現場閉所（現場休息）を土日に指定し、1 週間に 2 日間以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

イ 月単位の週休 2 日

対象期間において、全ての月単位で 4 週 8 休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

ウ 通期の週休 2 日

対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

エ 週単位の週休 2 日交替制

対象期間の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者が交代しながら 1 週間に 2 日間（休日率の割合が 2 日 / 7 日）以上の休日確保したと認められる状態をいう。

オ 月単位の週休 2 日交替制

対象期間において、全ての月単位で技術者及び技能労働者が交替しながら 4 週 8 休（現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合が 8 日 / 28 日の状態をいう。）以上の休日確保したと認められる状態をいう。

カ 通期の週休 2 日交替制

対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら 4 週 8 休以上の休日確保したと認められる状態をいう。

(2) 「対象期間」とは、工事着手日から工事完了日までの間で、次に掲げる期間を除いたものをいう。

ア 年末年始 6 日間

イ 夏季休暇 3 日間

ウ 工場製作のみを実施している期間

エ 災害時の緊急対応等、受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間（工事全体を一時中止している期間を含む。）

（３） 「工事着手日」とは、工事目的物の施工に係る現場作業（現場事務所などの設置又は測量をいう。）について、着手する日をいう。

（４） 「工事完了日」とは、工事目的物の施工に係る現場作業（工事完成通知書の提出見込日から工事完成検査まで設置が必要な安全施設類等の撤去や後片付けを除く。）が完了した日をいう。

（５） 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合は除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。ただし、地域維持業務で実施する河川・道路パトロールは現場管理上必要な作業には含まない。

（６） 「現場休息」とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて１日を通して現場作業が無い状態をいう。

（７） 「休日」とは、週休２日交替制工事において、各技術者・技能労働者が１日を通して現場作業に従事していない状態をいう。

（８） 「各技術者・技能労働者」とは、施工体制台帳上の元請業者及び下請業者の技術者及び技能労働者をいい、一時的に従事した技術者及び技能労働者は対象外とする。なお、一時的とは、現場での施工期間（実作業日数）が１４日未満とする。

（９） 「現場閉所（現場休息）率」とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数の割合をいう。

（１０） 「休日率」とは、対象期間内の技術者・技能労働者ごとの休日日数の割合を平均した値をいう。

- (11) 「4週8休以上」とは、現場閉所（現場休息）率又は休日率が、28.5パーセント（8日／28日）以上の水準に達する状態をいい、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所（休日）日数に含めるものとする。
- (12) 「月単位」とは、工事着手日から起算して、4週間（28日）ごとに分けた期間をいい、4週間を満たさない期間（工事完了日の関係で、工期を28日確保できない等）は、通期で4週8休以上の現場閉所又は休日確保を行ったと認められる場合に月単位の週休2日を達成しているものとみなす。

3 対象工事

原則、江田島市が発注する全ての工事及び地域維持業務（以下「建設工事等」という。）を対象とし、その取扱いは次に掲げるとおりとする。ただし、単価契約工事、応急工事等の緊急を要する工事、現場での施工期間（実作業日数）が14日未満の工事等は対象外とする。

- (1) 現場閉所が可能な建設工事等 週休2日
- (2) 現場閉所が困難な建設工事等 週休2日交替制

4 発注方式

週単位又は月単位のいずれかの方式を特記仕様書に明記する。

5 実施方法

- (1) 週休2日

ア 受注者は、工事着手までに「様式1 週休2日（計画・実施）表」に予定を記入し、監督職員に提出するものとする。なお、品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業や工程上の都合等やむを得ない場合は、工事着手後であっ

ても週休日を変更することができるものとし、降雨、降雪等で現場閉所する場合においても、週休日とすることができる。

イ 受注者は、対象期間終了後、速やかに「様式 1 週休 2 日（計画・実施）表」に実績を記入し、休日の取得状況が確認できる書類（工事日誌や出勤簿等）とともに、監督職員に提出するものとする。

ウ 発注者は、週休 2 日が確保できるよう適正に工期を設定し、週休 2 日を理由とする工期延長については認めないものとする。

エ 受注者は、週休 2 日を達成できなくなった場合は、速やかにその理由を打合せ簿等で監督職員に提出するものとする。

オ 受注者は、月単位の取組を達成できなかったときは、原則、通期の取組を実施すること。

カ 受注者は、工事着手までに監督職員と協議した上で、週休 2 日交替制に変更することができる。

（２） 週休 2 日交替制

ア 受注者は、工事着手までに「様式 2 週休 2 日交替制（計画・実施）表」に予定を記入し、監督職員に提出するものとする。なお、品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業や工程上の都合等やむを得ない場合は、工事着手後であっても週休日を変更することができるものとし、降雨・降雪等で現場閉所する場合においても、週休日とすることができる。

イ 受注者は、対象期間終了後、速やかに「様式 2 週休 2 日交替制（計画・実施）表」に実績を記入し、休日の取得状況が確認できる書類とともに監督職員に提出するものとする。

ウ 発注者は、週休 2 日が確保できるよう適正に工期を設定し、週休 2 日交替制を理由とする工期延長については認めないものとする。

- エ 受注者は、週休２日交替制を達成できなくなった場合は、速やかにその理由を打合せ簿等で監督職員に提出するものとする。
- オ 受注者は、月単位の取組を達成できなかったときは、原則、通期の取組を実施すること。

6 工事成績評定

発注者は、対象期間において週休２日を達成できた場合、工事成績評定の「２.施工状況」、「II.工程管理」の「その他」及び「５.創意工夫」において評価するものとし、週休２日を達成できなかったことを理由とした減点を行わないものとする。

7 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じ発注者及び受注者で協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、令和６年９月２５日から施行し、同年１１月１日以降に契約する建設工事から適用する。

附 則

この要領は、令和７年７月８日から施行し、改正後の江田島市週休２日適用工事等実施要領の規定は、同年８月１日以降に契約する建設工事から適用する。

附 則

この要領は、令和８年８月１日から施行し、改正後の江田島市週休２日適用工事等実施要領の規定は、同日以降の適用単価を使用する建設工事から適用する。